

大阪狭山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年(2016年) 2月23日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
山本尚生

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 総務部情報統計グループ

- ・情報管理事業
- ・電子自治体推進事業
- ・統計調査事業
- ・統計調査員確保対策事業
- ・基幹統計調査事業

(2) 総務部人権広報グループ

- ・広報広聴事業
- ・相談対策事業
- ・人権啓発・平和事業
- ・男女共同参画推進事業

2 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年11月30日までの財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成28年1月6日から平成28年1月27日まで

4 実施した監査手続

財務に関する事務が適正かつ効果的に執行されているかを主眼とし、当該財務事務の執行に係る関係書類及び関係帳票の提出を求め、これを閲覧、帳簿突合等を行うとともに、担当職員からの聞き取り、質疑を加える等の方法で実施した。

第2 監査の結果

総務部情報統計グループの財務に関する事務は関係法令等に従い、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務において、改善を要する事項が見受けられたので、今後はこれらに十分留意し、事務を執行されたい。

総務部人権広報グループの財務に関する事務は関係法令等に従い概ね適正に執行されているものと認められた。今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定によりその旨通知されたい。

指摘事項等

【総務部情報統計グループ】

契約事務において、次のとおり不備があるものが見受けられたので、今後は財務規則等に

基づき適正な事務処理を行うように改められたい。

- ・ 契約保証金免除の根拠法令の条項が起案書に記載されていないもの
- ・ 起案書に決裁日が記載されていないもの